

# 先端設備等導入計画の策定を専門家がサポートします！！

AI・IoT等を活用した先端設備の導入に関心のある皆様、こんな**疑問・悩み**はありませんか？

▶ 「先端設備等導入計画」を策定したいが、何から始めるの？

▶ 実際に、AI・IoT等を導入している他の企業の事例を知りたい。

▶ AI・IoT等を導入して効率化を図りたいが相談相手がいない。

青森県では、生産性向上特別措置法に基づく「**先端設備等導入計画**」の策定を検討している県内中小企業に対して、**高度な知識・ノウハウを持つ専門家**を派遣し、AI・IoT等を活用した先端設備等の導入を促進することで、県内中小企業の生産性向上を支援します。

**先端設備等導入計画**を策定して市町村の認定を受けるとこんな**メリット**があります！

## メリット1

**固定資産税の軽減措置**  
(3年間、ゼロ～1/2の間で市町村の定める割合に軽減)

## メリット2

計画に基づく事業に必要な**資金繰り支援**(信用保証)

## メリット3

**一部補助金における優先採択**  
(審査時の加点)

## 専門家派遣の概要

**募集期間** 令和2年3月31日まで **随時募集** (予算がなくなり次第終了となります)

**募集件数** **10事業者**

**対象** (1) 県内に事業所を有する中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に準拠する)  
(2) 生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の策定を検討している者

**回数** **原則2回**

**費用** **無料**

**専門家** 申請者の希望を勘案し、最適な専門家を選定します。

**申込方法** 申請書(様式1)に必要事項を記載し押印の上、下記申込先へ提出してください。  
様式は県庁ホームページ下記URLよりダウンロードして下さい。  
[http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/1\\_seisansei\\_senmonka.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/1_seisansei_senmonka.html)

**支援内容**

- 「先端設備等導入計画」の策定に向けた**現状分析**や**課題整理**に必要な指導及び助言
- 上記課題等に対する**解決策**の提示
- その他「先端設備等導入計画」の策定に必要な活動

詳細は、裏面をご覧になるか、下記までお気軽にお問い合わせください。

【申込先・問合せ先】 青森県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ  
〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号  
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107  
メール [chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp](mailto:chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp)

## 専門家派遣の流れ

### 1 申込み

- ・県庁ホームページから申請書(様式1)を入手して下さい。
- ・申請書に必要な事項を記入し、押印の上、下記申込先へ提出してください。
- ・応募は、令和2年3月31日まで随時受け付けます。
- ・募集上限に達した場合は、受付を締め切ります。

### 2 書類審査

- ・県が審査を行い、申請者に対して派遣の可否をお知らせします。
- ・審査の結果、派遣決定とならない場合もありますので、ご了承ください。

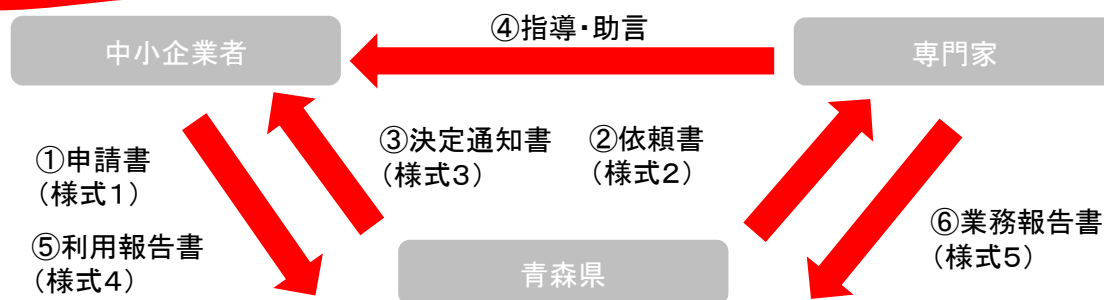
### 3 専門家の派遣

- ・申請者の希望を勘案し、最適な専門家を選定します。
- ・県が事業者と専門家の日程調整を行い、決定通知書(様式3)にて派遣日程等を通知します。
- ・派遣に係る費用は無料ですが、指導や助言の内容によって、県の規定する経費の範囲を超える場合には、応募者にご負担いただく場合があります。
- ・状況に応じて県も同行する場合があります。

### 4 派遣終了後

- ・派遣終了後、その都度、県に利用報告書(様式4)を提出してください。
- ・「先端設備等導入計画」認定後、県に写しを提出してください。

## 専門家派遣フロー図



## 先端設備等導入計画

### ◆ 先端設備等導入計画とは

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

#### 【支援措置】

- ・生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置(3年間、ゼロ～1/2の間で市町村の定める割合に軽減)により税制面から支援
- ・計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援(信用保証)
- ・認定事業者に対する一部補助金における優先採択(審査時の加点)

### ◆ 先端設備等とは

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備を指します。

#### 【対象設備】

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア

### ◆ 詳細は中小企業庁ホームページをご覧ください。

生産性向上特別措置法による支援 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>  
(中小企業庁HP→経営サポート→生産性向上特別措置法による支援)

【申込先】 青森県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

メール [chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp](mailto:chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp)